

## さくらねこ無料不妊手術行政枠チケット配布に関する事務取扱要領

### 第1 趣旨

本要領は、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という）から交付を受けたさくらねこ無料不妊手術行政枠チケットを市民ボランティア団体等へ配布するにあたり、必要な事項について定める。

### 第2 用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 飼い猫

所有・占有の意思をもつ特定の飼い主により、継続的に給餌給水等の世話をされている猫。

※所有・占有の意思 自己の飼い猫であるという認識がある状態

特定の飼い主 対象となる猫に対して所有・占有の意思を持っている飼い主

#### (2) 所有者不明猫（野良猫）

特定の飼い主がいない猫。

#### (3) 地域猫

特定の飼い主がないが、地域住民によって継続的に給餌給水等の世話をされている猫。

#### (4) さくらねこ

不妊手術実施済みで、その目印として耳をさくら耳カットされた猫。

#### (5) さくら耳

不妊手術実施済みで、耳先を桜の花びらのようにVカットした耳。

#### (6) 多頭飼育

2頭以上、飼育している状態をいう。

#### (7) 市民ボランティア団体等

対象となる猫に対し、所有・占有の意思をもたず、所有者不明猫を原因とする生活環境被害の軽減や所有者不明猫の行政での引取数の減少を目的に、猫の殺処分ゼロに向けて活動している個人、団体をいう。

### 第3 事業目的

行政と市民ボランティア団体等の目標（犬猫殺処分ゼロ）が同じであることや比較的猫の殺処分、轢死数が多いことを勘案し、猫の殺処分等ゼロに向けたボランティア活動を実施している市民ボランティア団体等を支援することを目的とする。

なお、猫の殺処分等ゼロに向けたボランティア活動の多くが、避妊去勢手術をするTNR活動となっていることから、基金のさくら猫無料不妊手術事業における行

政枠チケットを活用した支援を行う。

#### 第4 事業対象

本事業の対象となる猫は、下記のとおりとする。

名称	事業対象	備考
飼い猫	×	多頭飼育の猫は他事業の対象となる可能性あり
所有者不明猫（野良猫）	○	
地域猫	○	「地域猫活動」の地区は除く
さくらねこ	—	

※飼い猫の多頭飼育について、救済が必要と認められた場合に他事業の対象となり、行政枠のみ申請が可能。市民ボランティア団体等から相談を受けた場合は、その旨基金へ相談を行う。

#### 第5 申請方法

- (1) 別紙1、さくらねこ無料不妊手術チケット申請書にて申請する。
- (2) 氏名（ボランティア団体名がある場合は、その団体名も記載する）
- (3) 申請枚数

申請枚数は、多くの市民ボランティア団体等が利用できるようにするとともに同一地域内において、ある程度の頭数を一括してTNRすることが効果的とも考えられることから、一度に申請できる枚数を最大で5枚までとする。ただし、市長は、必要に応じて上限枚数を増減することができる。

- (4) 実施場所

実施場所は、可能な限り詳細な場所（○丁目○番○号まで）を記載してもらう。なお、詳細な住所が不明な場合は、申請者とともに地図等にて実施地域の確認を行う。具体的な住所がないなどの場合は、受付担当者にて記載方法を指定する。また、申請後、実施地域が変更となる場合は、事前に市環境保全課へ連絡する。

#### 第6 申請に対する審査方法等

第5の申請方法に基づき、市民ボランティア団体等から申請があった場合の審査方法及びその基準は、次に掲げる当該各号のとおりとする。また、当該基準を満たす場合は、チケットを配布することとし、受け渡しの際、「市民ボランティア団体等がさくらねこ無料不妊手術行政枠チケットを使用する際の注意事項等」の説明をうけ承諾した際に配布する。

- (1) 事業対象の猫であること

基金作成の「さくらねこ無料不妊手術事業」要綱（平成25年2月1日施行）において、事業対象となる猫が所有者不明猫（野良猫）及び地域猫に限定されていることから、所有者不明猫（野良猫）か地域猫である必要がある。

- (2) 多頭飼育救済ではないこと

基金作成の「さくらねこ無料不妊手術行政枠チケット使用時の注意事項」に多頭飼育救済には使用できない旨記載されている。なお、別途基金へ相談・申請が可能であることから、必要に応じて、基金と調整を行う。

- (3) 実施地域が浦添市内であること

基金作成の「市民ボランティア団体等が行政枠チケットを使用する場合の注意事項」に申請地域以外での使用は認められない旨記載されている。

(4) ブログ、Facebook、SNS 等（以下「ブログ等」という。）で本事業の活動内容等を掲載できること

基金作成の「市民ボランティア団体等が行政枠チケットを使用する場合の注意事項」に市民ボランティア団体等に対してブログ等へ活動内容等の掲載を求めている。

また、ブログ等へ掲載する際、基金のハイパーリンクの掲載も求めていることから、掲載方法はインターネット上を意味していると考えられる。そのため、基金から継続的にチケットの交付を受けられるようにする観点から、ブログ等を使用等できないという理由により、紙媒体での掲載に代える案を申請者から提示されても、本基準を満たさずチケット配布対象とはしない。

(5) その他注意事項

① 給餌する場合は、他人の敷地では給餌しないこと。

② 置き餌をせず、餌を与える場所と時間を決め、適量を器に入れ、食べ終わるまで見守り、食べ終わったら速やかに片づけて、きれいに掃除すること。

置き餌をすることで、近隣地域から移動してきた猫まで居つかせる原因となり、ゴキブリ、ハエを発生させるなど不衛生な状態につながる恐れがあり、TNR活動自体が地域から批判を受ける要因となることが考えられる。

③ 排泄場所を作り、糞の回収、清掃を行うこと。

TNRを実施するために、餌付けをする必要はあるが、そのことが原因で排泄場所が近所の庭先であってはならない。そのため、申請者には、植木のプランターに土を入れて砂を敷くなど、排泄場所を作ってもらおう。また、設置する際、やむを得ず他人の敷地を利用する場合は事前に関係者へ許可を得てもらうよう案内する。

糞の回収・清掃を行い、排泄場所以外に糞をした場合も、回収・清掃を行い周辺の清潔を維持する。

## 第7 実績報告

チケットの配布を受けた市民ボランティアが事業を完了した場合、別紙2「さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書」を原則チケット使用期限までに提出するただし、最終手術予定日が月末の場合は、その日から5日以内に提出する。

(1) その他報告事項

避妊去勢手術以外の医療行為でかかった費用や申請者として環境保全課へ報告が必要だと考える事項を記載してもらおう。

(2) 実施状況等（写真）

環境保全課から基金への報告の際、使用する場合があることや実施地域の確認のため、さくらねこ及び当該猫をリターンした場所の風景（TNRを実施した猫を含む）の写真を添付してもらおう。

## 第8 その他

(1) 基金への行政枠チケット申請枚数は、市民ボランティア団体等の声を踏まえ積算することを基本とする。

(2) 本事務要領と基金作成の「さくらねこ無料不妊手術事業」要綱や実施要領と整合が取れているか適宜確認するとともに、市民ボランティア団体等の意見があった場合や事務を遂行する上で疑義が生じた場合は、必要に応じて本事務要領をみなおすこととする。

附 則

この要領は、令和4年1月5日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月12日より施行する。